

## 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「法人」という。）ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 広告の掲載等を行うことができる人及び団体は、次の各号を満たす人及び団体とする。

- (1) 事業を営んでいること
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中でないこと
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) その他別に定める要件

(広告の種類及び掲載基準)

第3条 ホームページに掲載することができる広告は、バナー広告とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
- (5) 人権を侵害するもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) その他広告の掲載等の対象となる内容として不相当と認められるもの

(広告の規格等)

第4条 ホームページに掲載することができる広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦120ピクセル、横240ピクセル
- (2) 形式 画像形式は、G I F形式、J P G形式、P N G形式のいずれかとする。  
ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。
- (3) 容量 25KB以内

- 2 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ下部とする。
- 3 ホームページに掲載する広告枠の数は4以内とし、1企業等につき1枠とする。  
(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1日から月末までの1ヶ月単位とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円(消費税込)とする。ただし、法人の会員については、月額5,000円(消費税込)とする。

(募集の方法)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項をホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)にて掲載しようとする広告の案及び画像データを会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載等決定通知書(第2号様式)により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

- 2 前条の規定による掲載希望件数が募集枠数を超えたときは、次の各号の優先順位により掲載の可否を決定するものとする。
  - (1) 法人の会員によるもの
  - (2) 船橋市内に事業所等を有するもの
  - (3) 掲載希望月数の多いもの

- 3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第4条第3項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を会長が指定する日までに一括納付しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、その責任及び負担において広告画像及び原稿を作成し、会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。また、第三者から、広告に関する損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容等の変更)

第13条 広告の内容等が各種法令等に違反、もしくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済み額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき
- (2) 広告主が広告原稿を指定する期日までに提出しなかったとき
- (3) 広告主が第13条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき
- (4) その他、会長が必要と判断したとき

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

第1号様式（第8条第1項）

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人  
船橋市社会福祉協議会会長あて

下記のとおり、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。申込みにあたっては、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒		
会 社 名 又は 屋 号			
代表者名			
担当者名		連絡先	電話
			E-Mail

2 掲載希望期間

年 月 1 日から 年 月 末日まで

3 掲載希望内容

(1) 広告案（縦 120 ピクセル×横 240 ピクセルの見本を貼付してください。）

(2) データ量（ KB）※小数点以下切捨て

4 バナーのリンク先アドレス（ http:// )

※申込み時にバナー画像データを次のメールアドレスに送信してください。

funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp

第2号様式（第9条第1項）

ホームページ広告掲載等決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人  
船橋市社会福祉協議会会長名 印

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ホームページへの広告掲載は、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 広告掲載の可否

(1) 決定事項 掲載 不掲載

(2) 不掲載の理由

2. 掲載期間

年 月 1日から 年 月末日まで

3. 広告掲載料（税込）

円

4. 納付期限

年 月 日まで